

令和6年度広島市 ZEH 宿泊体験事業 協力事業者募集要領

1 募集の趣旨

市民に ZEH の良さを実際に体感してもらうとともに、宿泊体験事例を広報することにより、ZEH の普及を促進し、広島市の温室効果ガス総排出量の約 4 分の 1 を占める家庭部門からの温室効果ガス排出量を削減することを目的として、広島市内に所有する ZEH モデルハウスで宿泊体験に協力するハウスメーカー・工務店等（以下「協力事業者」という。）を募集します。

2 事業の概要

広島市内で住宅の購入等を検討している方を対象に、協力事業者が広島市内に所有する ZEH モデルハウスで宿泊体験を実施するものです。

事業の名称	広島市 ZEH 宿泊体験事業			
事業の目的	市民に ZEH の性能の良さなどを実際に体感してもらうとともに、宿泊体験事例を広報することにより、ZEH の普及を促進し、広島市の温室効果ガス総排出量の約 4 分の 1 を占める家庭部門からの温室効果ガス排出量を削減する。			
事業期間	令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで ※ 事前に協力事業者と本市が合意した場合は、この限りではない。			
宿泊体験を実施するモデルハウスの仕様	以下の(1)~(3)のいずれかに該当し、広島市内に所在すること。 (1) 『ZEH』の基準を満たしていること。 (2) Nearly ZEH の基準を満たしていること。 (3) ZEH Oriented の基準を満たしていること。 なお、ZEH の判断基準（定量的な定義）については、以下のとおり。			
		ZEH 強化外皮基準	一次エネルギー消費量削減率	
			省エネのみ 再エネ等含む	
	『ZEH』	平成 28 年省エネルギー基準を満たした上で、 Ua 値 0.60 以下（地域区分 4~7 地域）	20%以上	100%以上
	Nearly ZEH			75%以上 100%未満
ZEH Oriented			/	
	※ 詳しくは、経済産業省所管の ZEH ロードマップフォローアップ委員会がとりまとめた「ZEH の定義（改定版）＜戸建住宅＞（平成 31 年 2 月）」を御確認ください。 (資源エネルギー庁ホームページ) https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/assets/pdf/general/housing/zeh_definition_kodate.pdf			
宿泊対象者	以下の(1)~(4)のすべてに該当すること。 (1) 広島市内で住宅の新規購入、建て替え及びリフォームを検討している方 (2) 宿泊体験時に 1 人以上の成人がいること。 (3) アンケートに回答すること。また、アンケート結果の広島市ホームページ等への掲載を了承すること。 (4) 当日、申込者本人を確認できる運転免許証等を提示すること。			

<p>広島市が実施すること</p>	<p>(1) 広島市ホームページ等における本事業の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊体験者の募集案内や協力事業者の問い合わせ先等を掲載 ・ ZEH 宿泊体験事例や ZEH の魅力について掲載 <p>(2) 宿泊体験申込みの協力事業者への取次ぎ</p> <p>(3) アンケートの作成及び実績のとりまとめ</p>
<p>協力事業者が実施すること</p>	<p>(1) 宿泊体験者の対応及び宿泊体験の実施</p> <p>宿泊体験に係る以下の基本事項について実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊体験に必要な備品等の準備 ・ 宿泊体験施設に係る問い合わせ対応及び宿泊体験申込みの受付 ・ 宿泊体験申込者との事前調整 ・ 宿泊体験施設における宿泊体験者対応（ZEH についての説明等） ・ 宿泊体験者に対するアンケートの実施及び回収 <p>※ アンケートについては広島市で作成している様式を使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アンケートに回答した宿泊体験者への広島広域都市圏ポイントの付与手続の案内 <p>(2) 設備、備品等の対応について</p> <p>宿泊体験に係る以下の基本事項について対応すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 冷蔵庫、風呂、トイレが使用可能であること。 ・ リネン品など宿泊に必要な基本的な備品を準備すること。 <p>※ 個人使用のもの（衣類、化粧品類等）は宿泊者にて準備</p> <p>(3) アンケート及び宿泊体験実施の実績報告</p> <p>宿泊体験者へのアンケート結果及び宿泊体験の実績について、随時取りまとめ、広島市に報告すること。</p> <p>(4) 費用負担</p> <p>宿泊体験を実施するために必要となる経費は、協力事業者が負担すること。宿泊に要する費用は、原則、宿泊体験者から請求しないこと。</p> <p>(5) トラブル等の対応</p> <p>宿泊施設や備品を破損した場合や、宿泊体験者の事故については、協力事業者と宿泊体験者の間で対処することとし、協力事業者はその体制を整えること。</p> <p>(6) 個人情報の適正な管理</p> <p>協力事業者は、広島市個人情報保護条例を遵守し、個人情報を適正に管理すること。</p> <p>(7) その他</p> <p>宿泊体験の実施に際しては、各種法令を遵守すること。</p> <p>宿泊体験者から障害による配慮の申し出があった場合、合理的配慮に努めること。</p> <p>宿泊体験者募集のホームページ用に、当該宿泊体験施設の写真を提供すること。</p> <p>宿泊体験事業に関する情報発信にできる限り協力すること。</p> <p>宿泊体験者への過度な営業活動を行わないこと。</p>

3 応募資格

本事業の対象となる応募者は、次に掲げる条件をすべて満たすハウスメーカー、工務店、建築設計事務所、リフォーム業者、建売住宅販売者等とします。

- (1) ZEH ビルダー又は ZEH プランナーであること。
- (2) 「2 事業の概要」の宿泊体験施設の仕様を満たすモデルハウスを有していること。
- (3) 次に掲げる者でないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 広島県暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）第 19 条第 3 項の規定による公表が現に行われている者

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

エ 政治団体若しくは宗教団体又はこれらに類する者

オ 法令及び公序良俗に反すると認められる行為など、社会通念上ふさわしくない行為を行っている者

- (4) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しないこと。
- (6) 営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

4 応募手続

- (1) 応募書類

以下のア～キの書類を各 1 部提出してください。

ア 広島市 ZEH 宿泊体験事業協力申込書（様式 1）

イ 宿泊者利用規約（様式 2）

※ すでに利用規約を作成されている場合は、この様式によりません。

※ 作成いただいた宿泊者利用規約は、広島市ホームページに掲載します。

ウ ZEH ビルダー又は ZEH プランナー登録証の写し

エ モデルハウスの BELS 評価書又は一次エネルギー計算書

※ 一次計算書を提出される場合は、BELS 住宅の「ZEH」、「ゼロエネ相当」に関する表示についての一次エネルギー計算書を使用してください。

※ 様式は、一般社団法人住宅性能評価・表示協会ホームページよりダウンロードしてください。<http://www.hyoukakyukai.or.jp/bels/bels.html>

オ 誓約書（様式 3）

カ 広島市税について滞納がないことを証する納税証明書（発行年月日が申請書提出から起算して 3 か月以内のもの）

キ 消費税及び地方消費税について未納がないことを証する納税証明書（発行年月日が申請書提出から起算して 3 か月以内のもの）

- (2) 受付期間

令和 6 年 4 月 1 日（月）から令和 6 年 12 月 27 日（金）まで（当日消印有効）

(3) 応募先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市環境局温暖化対策課（市役所本庁舎4階）

TEL 082-504-2185（直通）

FAX 082-504-2229

E-mail ondanka-t@city.hiroshima.lg.jp

(4) 提出方法

持参又は郵送

※ 持参の場合は、閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

※ 郵送の場合は、特定記録郵便又は簡易書留により提出してください。

(5) 注意事項

次の各号のいずれかに該当した場合は、応募を受け付けません。

ア 応募資格を有しない場合

イ 応募書類に虚偽の記載を行った場合

なお、受付後であっても、虚偽の記載が判明した場合には、受付を取り消します。

(5) その他

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

応募書類の返却は致しません。

応募書類に不備があった場合には、追加の書類を求めることがあります。

5 本事業に関する質問の受付

電話、FAX、メールのいずれかで御質問ください。

TEL 082-504-2185（直通）

FAX 082-504-2229

E-mail ondanka-t@city.hiroshima.lg.jp

※ 問い合わせ時には、広島市 ZEH 宿泊体験事業への質問であることをお伝えください。

6 スケジュール（今後の予定）

令和6年 4月 1日（月） 協力事業者募集及び質問受付の開始、宿泊体験の開始

令和6年12月27日（金） 協力事業者募集及び質問受付の終了

令和7年 3月31日（月） 宿泊体験の終了